

○輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成十三年通商産業省告示第七百五十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の二の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物）を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十二年通商産業省告示第九百二十二号（輸出貿易管理令別表第三の二の規定に基づき経済産業大臣が定める貨物を定める件）は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。</p> <p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜十四 （略）</p> <p>十五 輸出令別表第一の一〇の項（一）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第九条第一号イ（二）若しくは（六）又はロ（三）に該当するもの</p> <p>十六 輸出令別表第一の一〇の項（二）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第九条第三号イ、ロ若しくはホ、第四号又は第五号イに該当するもの</p> <p>十七〜十九 （略）</p> <p>二十 輸出令別表第一の一〇の項（九）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第九条第十一号イ、ロ、ヲ又はワに該当するもの</p> <p>二十一〜二十六 （略）</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の二の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物）を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十二年通商産業省告示第九百二十二号（輸出貿易管理令別表第三の二の規定に基づき経済産業大臣が定める貨物を定める件）は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。</p> <p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜十四 （略）</p> <p>十五 輸出令別表第一の一〇の項（一）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第九条第一号イ（二）又はロ（三）に該当するもの</p> <p>十六 輸出令別表第一の一〇の項（二）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第九条第三号イ、ロ、ホ若しくはヘ、第四号又は第五号イに該当するもの</p> <p>十七〜十九 （略）</p> <p>二十 輸出令別表第一の一〇の項（九）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第九条第十一号イ、ロ又はヲに該当するもの</p> <p>二十一〜二十六 （略）</p>